

障がい者(児)への補助制度をご活用ください

～障がい者(児)を支援するための各種制度などをご紹介します～

問 福祉事務所自立支援係 ☎ 72 - 1123 (内線 502、503、504)

身体障害者タクシー等 利用料金助成

身体に重度の障がいがある方の日常生活の利便を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

●**内容**=利用券1枚につき、タクシーなどの小型車利用料金(上限560円)を助成します。ただし利用券の使用は1回乗車につき1枚です。

●**交付枚数**=1人につき年度あたり24枚を交付

※上半期(4月～9月分)を期間内に12枚、下半期(10月～翌年3月分)を期間内に12枚交付

※助成対象条件などの詳細についてはお問い合わせください。

串間温泉いこいの里利用助成

障害者手帳所持者に対し、串間温泉いこいの里を利用する際に使用できる、助成のための利用者カードを交付します。

●**対象者**=身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

●**助成額**=1人1回につき250円を助成。ただし、1人につき年36回を限度

障がい者(児)福祉サービス (自立支援給付)

障がい者(児)の日常生活を支えるさまざまなサービスを利用できます。

・居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、生活介護、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援など
・放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援など
・補装具、日常生活用具、自立支援医療、(新)高額障害福祉サービス等給付費など

※詳細についてはお問い合わせください。

軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象となら

ない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用などの一部を助成します。

●**対象経費**=補聴器の購入、修理費

●**助成額**=原則として基準額の3分の2
※助成対象条件などの詳細についてはお問い合わせください。

重度心身障害者介護手当

一定の条件を満たす65歳未満の重度心身障がい者と同居する家族で、この方を介護する方を対象に月額5,000円(半年に1回支給)の介護手当を支給します。

※詳細についてはお問い合わせください。

特別児童扶養手当

身体、知的、精神のいずれかに中等度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。障がいの程度は原則として医師の診断書により判定されますが、障害者手帳の障がい部位・程度により診断書の提出が省略できる場合があります。

●**支給要件**=対象児童が一定の障がい状態にあること(診断書などにより県が認定します)。対象児童が20歳未満であること。児童が施設などに入所していないこと。支給を受けようとする父母、養育者の前年所得が基準額以内であることなどがあります。

●**手当額**=1級(重度)月額5万2,500円
2級(中等度)月額3万4,970円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

特別障害者手当

在宅の身体、知的、精神に著しく障がいのある方に対し、一定の手当を支給します。

●**支給対象者**=20歳以上であって、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者。

●**手当額**=月額2万7,350円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

障害児福祉手当

●**支給要件**=20歳未満であって、重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児。

●**手当額**=月額1万4,880円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

宮崎県おもいやり 駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。この利用証を利用し、提携した商業施設、病院、銀行、官公庁などの公共的施設で優先して駐車することができます。

※手帳の等級や介護保険の要介護度などの交付基準がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

ヘルプマーク・ ヘルプカードの交付

内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に対して、ヘルプマーク、ヘルプカードを交付します。※ヘルプマークの申請には、原則として各種障がい者手帳や、難病を証明する書類などが必要です。詳細についてはお問い合わせください。



出動時のサイレンと統計比較

〈救急統計〉

令和2年の救急出動件数：727

	急病	交通事故	転院搬送	自損	その他	労災	一般負傷	合計
出動件数	401	28	123	17	22	4	132	727
搬送人員	382	29	123	12	5	3	122	676

令和3年(速報値)の救急出動件数：783

	急病	交通事故	転院搬送	自損	その他	労災	一般負傷	合計
出動件数	464	27	138	7	18	12	117	783
搬送人員	434	26	136	5	5	10	113	729

〈火災統計〉

令和2年の火災件数：11

種別	建物火災	その他の火災	車両火災	合計
件数	3	7	1	11

令和3年(速報値)の火災件数：8

種別	建物火災	その他の火災	合計
件数	2	6	8

〈火災予防について〉

火災統計の表を見ると、あぜ焼きやため焼き(屋外焼却)が原因であった「その他の火災」が約8割を占めています。

「少しの量だから…」「風が吹いてないから…」と、消火準備もせず安易に火をつけてしまい火災に発展したケースが多いようです。

特にこの季節は空気が乾燥し火災が発生しやすく、また強風によって大火となる可能性が高いため、火の取り扱いには十分気を付けてください。

火の用心をお願いします。



〈消防車出動時のサイレン音について〉

消防車が出動する際のサイレン音について問い合わせがありましたので、お答えします。

●**火災の場合**

サイレン「ウーウー」と鐘「カンカンカン」を交互に鳴らして走行します。

●**救助や支援など火災以外の場合**

サイレン「ウーウー」のみを鳴らして走行します。

また、72-2600に電話した場合にも、災害種別を知ることができます(自動案内)。

(例)「こちらは消防本部です。〇〇地区において〇〇火災が発生しました」

(例)「こちらは消防本部です。ただいまのサイレンは救助(支援)業務によるものです」

これからも消防活動に対する皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問 串間市消防本部 ☎ 72 - 4151

表彰

令和3年度社会福祉功労者厚生労働大臣表彰

社会福祉事業の各分野において、永年活動した個人や団体の功績をたたえる社会福祉功労者厚生労働大臣表彰を岩満泰子さんが受賞され、表彰状と記念品が贈られました。平成12年1月から民生委員・児童委員として地域の相談役となり、地域福祉の増進と発展に貢献されております。

問 福祉事務所社会福祉係 ☎ 72 - 1123 (内線581)

